

母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年10月1日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第86号

母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

母子及び寡婦福祉法施行細則（昭和57年佐賀県規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p data-bbox="286 539 676 571"><u>母子及び寡婦福祉法施行細則</u></p> <p data-bbox="237 587 344 619">（趣旨）</p> <p data-bbox="201 635 1102 826">第1条 この規則は、<u>母子及び寡婦福祉法施行令</u>（昭和39年政令第224号。以下「令」という。）第23条及び令第38条において準用する令第23条の規定に基づき、<u>母子及び寡婦福祉法</u>（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）の規定による資金の貸付けに関する業務の実施について必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="237 882 461 914">（貸付けの申請）</p> <p data-bbox="201 930 1102 1364">第2条 <u>法第13条第1項又は法第32条第1項において準用する法第13条第1項の規定により、資金の貸付けを受けようとする者は、貸付申請書（様式第1号）に当該貸付けを受けようとする者が法第6条第1項に規定する配偶者のない女子であって現に児童を扶養しているもの若しくはその扶養している児童（以下この号及び第4号において「配偶者のない女子が扶養している児童」という。）であること又は同条第3項に規定する寡婦若しくはその民法（明治31年法律第9号）第877条の規定により扶養している20歳以上である子その他これに準ずる者（第4号において「寡婦が扶養している子」という。）若しくは法附則第6条第1項に規定する者であることを証する戸籍謄本、住民票、所得を証明することができ</u></p>	<p data-bbox="1214 539 1751 571"><u>母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則</u></p> <p data-bbox="1162 587 1270 619">（趣旨）</p> <p data-bbox="1126 635 2045 866">第1条 この規則は、<u>母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令</u>（昭和39年政令第224号。以下「令」という。）第23条<u>並びに</u>令第31条の7及び令第38条において準用する令第23条の規定に基づき、<u>母子及び父子並びに寡婦福祉法</u>（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）の規定による資金の貸付けに関する業務の実施について必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="1162 882 1386 914">（貸付けの申請）</p> <p data-bbox="1126 930 2045 1364">第2条 <u>法第13条第1項、法第31条の6第1項又は法第32条第1項の規定により、資金の貸付けを受けようとする者は、貸付申請書（様式第1号）に当該貸付けを受けようとする者が法第6条第1項に規定する配偶者のない女子若しくは同条第2項に規定する配偶者のない男子（以下「配偶者のない者」という。）であって現に児童を扶養しているもの若しくはその扶養している児童（配偶者のない者であって現に児童を扶養しているものが同時に民法（明治31年法律第9号）第877条の規定により20歳以上である子その他これに準ずる者を扶養している場合におけるその20歳以上である子その他これに準ずる者を含む。以下「配偶者のない者が扶養している児童」という。）であること又は法第6条第4項に規定する寡婦若しくは</u></p>

改正前	改正後
<p>る書類等の書類を添付するほか、次の各号に掲げる資金については、それぞれ当該各号に定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、知事が他の書類により<u>法第6条第1項の配偶者のない女子</u>であって現に児童を扶養しているもの又は配偶者のない女子が扶養している児童であることが確認できると認めるときは、戸籍謄本の添付を省略することができる。</p> <p>(1) <u>法第13条第1項第1号又は法第32条第1項において準用する法第13条第1項第1号に規定する資金</u>であって、事業を開始するのに必要なもの(以下「事業開始資金」という。) 事業計画書(様式第3号)</p> <p>(2) <u>法第13条第1項第1号又は法第32条第1項において準用する法第13条第1項第1号に規定する資金</u>であって、事業を継続するのに必要なもの(以下「事業継続資金」という。) 事業状況書(様式第4号)</p> <p>(3) <u>法第13条第1項第2号又は法第32条第1項において準用する法第13条第1項第2号に規定する資金</u>(以下「修学資金」という。)及び<u>令第3条第1項第8号又は令第32条第7号に規定する資金</u>(以下「就学支度資金」という。) 学長又は学校長の発行する在籍証明書又は入学を許可する予定であることを証明する書類</p> <p>(4) <u>法第13条第1項第3号又は法第32条第1項において準用する法第13条第1項第3号に規定する資金</u>であって、配偶者のない女子又は寡婦が事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するのに必要なもの(以下「技能習得資金」とい</p>	<p><u>法第32条第1項に規定する寡婦の被扶養者</u>(第4号において「寡婦の被扶養者」という。)若しくは<u>法附則第6条第1項に規定する者</u>であることを証する戸籍謄本、住民票の写し、所得を証明することができる書類等の書類を添付するほか、次の各号に掲げる資金については、それぞれ当該各号に定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、知事が他の書類により配偶者のない者であって現に児童を扶養しているもの又は配偶者のない者が扶養している児童であることが確認できると認めるときは、戸籍謄本の添付を省略することができる。</p> <p>(1) <u>法第13条第1項第1号、法第31条の6第1項第1号又は法第32条第1項第1号に規定する資金</u>であって、事業を開始するのに必要なもの(以下「事業開始資金」という。) 事業計画書(様式第3号)</p> <p>(2) <u>法第13条第1項第1号、法第31条の6第1項第1号又は法第32条第1項第1号に規定する資金</u>であって、事業を継続するのに必要なもの(以下「事業継続資金」という。) 事業状況書(様式第4号)</p> <p>(3) <u>法第13条第1項第2号、法第31条の6第1項第2号又は法第32条第1項第2号に規定する資金</u>(以下「修学資金」という。)及び<u>令第3条第9号、令第31条第9号又は令第32条第8号に規定する資金</u>(以下「就学支度資金」という。) 学長又は学校長の発行する在籍証明書又は入学を許可する予定であることを証明する書類</p> <p>(4) <u>法第13条第1項第3号、法第31条の6第1項第3号又は法第32条第1項第3号に規定する資金</u>であって、配偶者のない者又は寡婦が事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するのに必要なもの(以下「技能習得資金」という。)及び配偶</p>

改正前	改正後
<p>う。)及び配偶者のない<u>女子が扶養している児童又は寡婦が扶養している子が事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するのに必要なもの(以下「修業資金」という。)</u> 知識技能を習得させる学校又は施設の長の発行する在籍証明書又は入学若しくは入所を許可する予定があることを証明する書類</p> <p>(5) <u>令第3条第1項第1号又は令第32条第1号に規定する資金(以下「就職支度資金」という。)</u> 雇用主、公共職業安定所長等の発行する就職する予定であることを証する書類</p> <p>(6) <u>令第3条第1項第2号又は令第32条第2号に規定する資金(以下「医療介護資金」という。)</u> 医療を必要とする期間及びその期間中に要する概算医療費(患者負担となる部分に限る。)を記載した医師、歯科医師等の発行する診断書若しくは証明書又は介護を受けるのに必要な資金が記載されたものの写し</p> <p>(7) <u>令第3条第1項第3号、第4号若しくは第5号又は令第32条第3号若しくは第4号に規定する資金(以下「生活資金」という。)</u> 別に定める自立計画書</p> <p>(8) <u>令第3条第1項第6号又は令第32条第5号に規定する資金(以下「住宅資金」という。)</u> 住宅工事計画書(様式第5号)</p> <p>(9) <u>令第3条第1項第7号又は令第32条第6号に規定する資金(以下「転宅資金」という。)</u> 住宅の賃貸借契約書の写し</p> <p>(10) <u>令第3条第1項第9号又は令第32条第8号に規定する資金(以下「結婚資金」という。)</u> 婚姻することを証する書類</p>	<p>者のない者が扶養している児童又は寡婦の被扶養者が事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するのに必要なもの(以下「修業資金」という。) 知識技能を習得させる学校又は施設の長の発行する在籍証明書又は入学若しくは入所を許可する予定があることを証明する書類</p> <p>(5) <u>令第3条第1号、令第31条第1号又は令第32条第1号に規定する資金(以下「就職支度資金」という。)</u> 雇用主、公共職業安定所長等の発行する就職する予定であることを証する書類</p> <p>(6) <u>令第3条第2号、令第31条第2号又は令第32条第2号に規定する資金(以下「医療介護資金」という。)</u> 医療を必要とする期間及びその期間中に要する概算医療費(患者負担となる部分に限る。)を記載した医師、歯科医師等の発行する診断書若しくは証明書又は介護を受けるのに必要な資金が記載されたものの写し</p> <p>(7) <u>令第3条第3号、第4号、第5号若しくは第6号、令第31条第3号、第4号、第5号若しくは第6号又は令第32条第3号、第4号若しくは第5号に規定する資金(以下「生活資金」という。)</u> 別に定める自立計画書</p> <p>(8) <u>令第3条第7号、第31条第7号又は令第32条第6号に規定する資金(以下「住宅資金」という。)</u> 住宅工事計画書(様式第5号)</p> <p>(9) <u>令第3条第8号、第31条第8号又は令第32条第7号に規定する資金(以下「転宅資金」という。)</u> 住宅の賃貸借契約書の写し</p> <p>(10) <u>令第3条第10号、第31条第10号又は令第32条第9号に規定する資金(以下「結婚資金」という。)</u> 婚姻することを証する書類</p>

改正前	改正後
<p>2 法第14条又は法第32条第3項において準用する法第11条の規定により、資金の貸付けを受けようとする<u>母子福祉団体</u>は、貸付申請書（団体用）（様式第6号）に定款を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>3 略 （借用書の提出）</p> <p>第4条 前条の規定により貸付決定通知書による通知を受けた者（以下「<u>貸付金借受者</u>」という。）は、貸付決定通知書で指定する期日までに借用書（様式第9号）に印鑑証明書を添えて知事に提出しなければならない。 （氏名及び住所の変更等の届出）</p> <p>第5条 <u>貸付金借受者</u>及び保証人は、氏名若しくは名称又は住所若しくは主たる事務所の所在地を変更したときは、氏名・名称・住所変更届（様式第10号）を速やかに知事に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>貸付金借受者</u>が死亡したときは、その相続人又は<u>保証人</u>は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。 （貸付金の増額）</p> <p>第7条 現に修学資金、技能習得資金、修業資金又は生活資金の貸付けを受けている者は、その貸付金の額がそれぞれ令第7条第3号、第4号、第5号若しくは第8号又は令第36条第3号、第4号、第5号若しくは第8号に規定する限度額に満たない場合において、増額を必要とする事由が生じたときは、その限度額の範囲内において貸付金の増額を申請することができる。</p>	<p>類</p> <p>2 法第14条又は法第31条の6第4項若しくは法第32条第4項において準用する法第14条の規定により、資金の貸付けを受けようとする<u>母子・父子福祉団体</u>は、貸付申請書（団体用）（様式第6号）に定款を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>3 略 （借用書の提出）</p> <p>第4条 前条の規定により貸付決定通知書による通知を受けた者（以下「<u>借受人</u>」という。）は、貸付決定通知書で指定する期日までに借用書（様式第9号）に印鑑証明書を添えて知事に提出しなければならない。 （氏名及び住所の変更等の届出）</p> <p>第5条 <u>借受人</u>、<u>連帯借受人</u>及び<u>連帯保証人</u>は、氏名若しくは名称又は住所若しくは主たる事務所の所在地を変更したときは、氏名・名称・住所変更届（様式第10号）を速やかに知事に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>借受人</u>が死亡したときは、その相続人又は<u>連帯保証人</u>は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。 （貸付金の増額）</p> <p>第7条 現に修学資金、技能習得資金、修業資金又は生活資金の貸付けを受けている者は、その貸付金の額がそれぞれ令第7条第3号、第4号、第5号若しくは第8号、<u>令第31条の5第3号、第4号、第5号若しくは第8号</u>又は令第36条第3号、第4号、第5号若しくは第8号に規定する限度額に満たない場合において、増額を必要とする事由が生じたときは、その限度額の範囲内において貸付金の増額を申請することができる。</p>

改正前	改正後
<p>2 略 （貸付金の辞退又は減額の申出）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 前項の貸付金の辞退又は減額を申し出ようとする者は、辞退・減額申出書（様式第13号）を知事に提出しなければならない。</p> <p>（貸付停止事由発生の届出）</p> <p>第10条 現に修学資金、技能習得資金、修業資金又は生活資金の貸付けを受けている者は、令第12条又は令第38条において準用する令第12条に規定する事由が生じたときは、速やかに貸付停止事由発生届（様式第15号）を知事に提出しなければならない。</p> <p>（貸付け停止の通知）</p> <p>第11条 知事は、令第12条若しくは令第13条又は令第38条において準用する令第12条若しくは令第13条の規定により貸付けを将来に向けてやめることを決定したときは、貸付停止通知書（様式第16号）により当該貸付金借受者に通知する。</p> <p>（据置期間の延長）</p> <p>第11条の2 令第8条第5項の規定により据置期間の延長を受けようとする者は、据置期間延長申請書（様式第16号の2）を知事に提出しなければならない。</p> <p>（繰上償還の申出）</p> <p>第12条 令第8条第3項ただし書又は<u>令第37条第2項</u>において準用する<u>令第8条第3項ただし書</u>の規定により繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（様式第17号）を知事に提出しなければならない。</p>	<p>2 略 （貸付金の辞退又は減額の申出）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 前項の<u>規定により</u>貸付金の辞退又は減額を申し出ようとする者は、辞退・減額申出書（様式第13号）を知事に提出しなければならない。</p> <p>（貸付停止事由発生の届出）</p> <p>第10条 現に修学資金、技能習得資金、修業資金又は生活資金の貸付けを受けている者は、<u>令第12条又は令第31条の7若しくは</u>令第38条において準用する令第12条に規定する事由が生じたときは、速やかに貸付停止事由発生届（様式第15号）を知事に提出しなければならない。</p> <p>（貸付け停止の通知）</p> <p>第11条 知事は、令第12条若しくは令第13条又は<u>令第31条の7若しくは</u>令第38条において準用する令第12条若しくは令第13条の規定により貸付けを将来に向けてやめることを決定したときは、貸付停止通知書（様式第16号）により当該借受人に通知する。</p> <p>（据置期間の延長）</p> <p>第11条の2 令第8条第5項、<u>令第31条の6第5項又は</u>令第37条第5項の規定により据置期間の延長を受けようとする者は、据置期間延長申請書（様式第16号の2）を知事に提出しなければならない。</p> <p>（繰上償還の申出）</p> <p>第12条 令第8条第3項ただし書、<u>令第31条の6第3項ただし書</u>又は<u>令第37条第3項ただし書</u>の規定により繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（様式第17号）を知事に提出しなければならない。</p>

改正前	改正後
<p>(一時償還の請求)</p> <p>第13条 知事は、<u>令第16条又は令第38条</u>において準用する令第16条の規定により一時償還を請求するときは、一時償還請求書(様式第18号)を当該貸付金借受者に交付する。</p> <p>(違約金の免除申請等)</p> <p>第14条 令第17条ただし書又は<u>令第38条</u>において準用する令第17条ただし書の規定による違約金の不徴収の決定を受けようとする者は、違約金不徴収申請書(様式第19号)を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(支払猶予の申請)</p> <p>第15条 令第19条第1項又は<u>令第38条</u>において準用する令第19条第1項の規定により償還金の支払猶予を受けようとする者は、支払猶予申請書(様式第22号)を知事に提出しなければならない。</p> <p>(償還免除の申請)</p> <p>第16条 法第15条第1項又は<u>法第32条第4項</u>において準用する法第15条第1項の規定により貸付金の償還免除を受けようとする者は、償還免除申請書(様式第23号)を知事に提出しなければならない。</p>	<p>(一時償還の請求)</p> <p>第13条 知事は、<u>令第16条又は令第31条の7若しくは令第38条</u>において準用する令第16条の規定により一時償還を請求するときは、一時償還請求書(様式第18号)を当該借受人に交付する。</p> <p>(違約金の免除申請等)</p> <p>第14条 令第17条ただし書又は<u>令第31条の7若しくは令第38条</u>において準用する令第17条ただし書の規定による違約金の不徴収の決定を受けようとする者は、違約金不徴収申請書(様式第19号)を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(支払猶予の申請)</p> <p>第15条 令第19条第1項又は<u>令第31条の7若しくは令第38条</u>において準用する令第19条第1項の規定により償還金の支払猶予を受けようとする者は、支払猶予申請書(様式第22号)を知事に提出しなければならない。</p> <p>(償還免除の申請)</p> <p>第16条 法第15条第1項又は<u>法第31条の6第5項若しくは法第32条第5項</u>において準用する法第15条第1項の規定により貸付金の償還免除を受けようとする者は、償還免除申請書(様式第23号)を知事に提出しなければならない。</p>

様式第1号中 「母子 」「母子」を「母子」に、「母子家庭又は寡婦」を「母子家庭、父子家庭又は寡婦」に、「母子・寡婦福祉資金」を「母子・父子・寡婦福祉資金」に、「(借受者)」を「(借受人)」に、「連帯借受者」を「連帯借受人」に、「配偶者のない女子」を「配偶者のない者」に、「母子寡婦福祉資金」を「母子父子寡婦福祉資金」に改め、「13 特例児童扶養」を削る。

様式第3号及び様式第4号中 「母子 」「母子」を「父子」に改める。
「母子」を「父子」に改める。
「寡婦」 「寡婦」

様式第5号中「母子寡婦福祉資金」を「母子父子寡婦福祉資金」に改める。

様式第6号中「母子寡婦」を「母子父子寡婦」に、「母子・寡婦福祉資金」を「母子・父子・寡婦福祉資金」に、「配偶者のない女子」を「配偶者のない

者」に改める。

様式第7号中「母子・寡婦福祉資金」を「母子・父子・寡婦福祉資金」に改める。

様式第8号中「母子寡婦」を「母子父子寡婦」に、「母子・寡婦福祉資金」を「母子・父子・寡婦福祉資金」に改める。

様式第9号中「母子・寡婦福祉資金」を「母子・父子・寡婦福祉資金」に、「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「保証人は、」を「連帯保証人は、」に、「本人」を「借受人」に、「配偶者のない女子」を「配偶者のない者」に改める。

様式第12号中「母子寡婦」を「母子父子寡婦」に、「母子・寡婦福祉資金」を「母子・父子・寡婦福祉資金」に、「母子・寡婦」を「母子・父子・寡婦」

に改める。

様式第13号中「母子寡婦」を「母子父子寡婦」に、「申請者」を「申出者」に、「母子・寡婦福祉資金」を「母子・父子・寡婦福祉資金」に、「母子・寡婦」を「母子・父子・寡婦」に改める。

様式第14号中「母子寡婦」を「母子父子寡婦」に、「母子・寡婦」を「母子・父子・寡婦」に改める。

様式第15号中「母子寡婦」を「母子父子寡婦」に、「母子・寡婦福祉資金」を「母子・父子・寡婦福祉資金」に改める。

様式第16号中「母子寡婦」を「母子父子寡婦」に、「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に、「貸付停止後6か月を経過する日」を「年 月から 年 月」に改める。

様式第16号の2中 「母子 寡婦」 を 「母子 父子 寡婦」 に、「母子・寡婦福祉資金」を「母子・父子・寡婦福祉資金」に改め、同様式の注を次のように改める。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第17号中 「母子 寡婦」 を 「母子 父子 寡婦」 に、「母子・寡婦福祉資金」を「母子・父子・寡婦福祉資金」に改める。

様式第18号中 「母子 寡婦」 を 「母子 父子 寡婦」 に、「母子及び寡婦福祉法施行令第15条 号」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第16条 号」に改める。

様式第19号中 「母子 寡婦」 を 「母子 父子 寡婦」 に、「母子・寡婦福祉資金」を「母子・父子・寡婦福祉資金」に、「母子及び寡婦福祉法施行令第16条ただし書き」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第17条ただし書き」に改める。

様式第20号及び様式第21号中 「母子 寡婦」 を 「母子 父子 寡婦」 に、「母子・寡婦福祉資金」を「母子・父子・寡婦福祉資金」に改める。

様式第22号中 「母子 寡婦」 を 「母子 父子 寡婦」 に、「届出者」を「申請者」に、「母子・寡婦福祉資金」を「母子・父子・寡婦福祉資金」に、「借受者」を「借受人」に、「借主、連帯借主」を「借受人、連帯借受人」に、「借主死亡」を「借受人死亡」に改める。

様式第23号中 「母子 寡婦」 を 「母子 父子 寡婦」 に、「母子・寡婦福祉資金」を「母子・父子・寡婦福祉資金」に、「借主（連帯債務者）」を「借受人（連帯借受人）」に、「保証人」を「連帯保証人」に、「連帯借主」を「連帯借受人」に、「借主の連帯債務者」を「連帯借受人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の母子及び寡婦福祉法施行細則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。